

改正

平成29年10月20日告示第115号

令和2年3月31日告示第27号

令和2年5月22日告示第65号

令和3年3月31日告示第28号

令和6年3月27日告示第22号

五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、若年層の定住の促進及び市内の産業を担う人材の確保を図り、人口減少対策を推進するため、予算の定めるところにより、市内で就労し、かつ、奨学金を返還する者に対し、奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）奨学金 次に掲げるものをいう。

ア 五島市奨学資金

イ 公益財団法人長崎県育英会奨学金

ウ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

エ アからウまでに掲げるもののほか、公共団体又は公共的団体が貸与する奨学金又はそれに類するもので市長が認めるもの

（2）Ｕターン者 奨学金の貸与を受ける以前に市内に在住していた者であって、市に転入したものをいう。

（3）Ｉターン者 Ｕターン者以外の者であって、市に転入したものをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

（1）奨学金の貸与を受けた者

- (2) 助成金を申請する日（以下「申請日」という。）の属する市の会計年度の前年度の1月1日において、35歳未満の者
- (3) 定住を目的として市内で就労する者（国の機関又は地方公共団体の正規職員（長崎県病院企業団に勤務する看護師を除く。）として就労する者及び事業所等の人事異動、研修その他の理由により一時的に市内で就労する者を除く。）
- (4) 奨学金の返還金及び税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者（助成金の額等）

第4条 助成金の額、助成限度額等は、別表のとおりとする。

（申請書の提出期限）

第5条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 返還金の割賦方法が月賦（半年賦併用を含む。）であり、申請の種別が分割申請のうち前期申請である申請 助成金の交付の対象となる期間の属する年の7月末日
 - (2) 前号に掲げる申請以外の申請 助成金の交付の対象となる期間の属する年の翌年の2月10日
- （申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金返還等計画書（様式第1号）
 - (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類又は証明願（様式第2号）
 - (3) 奨学金の返還金額を証するもの
 - (4) 住民票の写し
 - (5) 以前に市内に在住していたことを証する書類（年間の奨学金の返還額が24万円を超えるUターン者に限る。）
 - (6) 税を滞納していないことを証する書類
 - (7) 就労証明書（様式第3号）又は就労報告書（様式第4号）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付）

第7条 規則第16条第1項の規定による交付請求書に添付する書類は、助成金の交付を受けようとする者の本人名義の通帳の写しとする。

(助成金の交付手続の特例)

第8条 この助成金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び額の確定の通知は、奨学金返還支援助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付台帳等の管理)

第9条 市長は、助成金の交付の内容について、奨学金返還支援助成金管理台帳（様式第6号）及び奨学金返還支援助成金交付台帳（様式第7号）により管理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に転入した者又は市内の高等学校を卒業した後、市外へ転出することなく奨学金の返還を開始した者（同日前は奨学金の返還の据置期間であったことにより返還を要しなかった者であって、同日以後に返還を開始したものを除く。）に係る助成金から適用する。

附 則（平成29年10月20日告示第115号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付要綱の規定は、次に掲げる者が平成29年4月1日（以下「基準日」という。）以後に返還した奨学金に係る助成金から適用する。

- (1) 平成29年2月1日以後に大学等（大学、短期大学、専修学校、高等専門学校又は高等学校をいう。以下同じ。）を卒業した者（大学院の課程を修了した者を含む。）
- (2) 平成28年度の課程を修了した後に大学等を退学した者
- (3) 基準日以後に大学等を退学した者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 基準日以後に市に転入した者

附 則（令和2年3月31日告示第27号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の別表備考第3項の規定に基づく特定就労期間に係る助成限度額の加算は、この告示の施行の日以後の特定就労期間について適用する。

附 則（令和2年5月22日告示第65号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月22日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金から適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第28号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金から適用する。

附 則（令和6年3月27日告示第22号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る奨学金返還支援助成金から適用する。

別表（第4条関係）

申請の区分			対象期間	助成金額	助成限度額
返還金の割賦方法	申請種別				
月賦（半年賦併用を含む。）	分割申請	前期申請	1月1日から6月30日まで	対象期間中に返還すべき奨学金の額及び利息相当額のうち実	年間36万円（Uターン者である長崎県
		後期申請	7月1日から12月31日		

		日まで	際に返還した奨学金	病院企業団に
	一括申請	1月1日から12月31日まで	の額及び利息相当額	勤務する看護師及びIター
上記以外	一括申請	1月1日から12月31日まで		ン者にあつては、年間24万円）。ただし、前期申請又は後期申請の場合における各申請に係る助成限度額は、年間の助成限度額の2分の1の額とする。

備考

- 1 市内に住所を有し、かつ、市内で就労する期間（以下「就労期間」という。）が、対象期間に満たない場合の助成金額は、各期間の助成金額を、当該各期間の月数のうち就労期間の月数（月の初日から末日までを通して市内に住所を有し、かつ、市内で就労した月の合計数をいう。）の割合（以下「就労割合」という。）で按分した額とする。
- 2 前項の規定が適用される場合における助成金の限度額は、表に掲げる助成限度額を、就労割合で按分した額とする。
- 3 Iターン者（長崎県病院企業団に勤務する看護師を除く。）で、各対象期間における就労期間のうち医療又は福祉の分野で就労した期間（以下「特定就労期間」という。）があるものに係る助成限度額は、表に掲げる助成限度額（前項の規定が適用される場合は、同項の規定により算定した額）に、当該特定就労期間の月数（月の初日から末日までを通して市内に住所を有し、かつ、市内で医療又は福祉の分野で就労した月の合計数をいう。）に1万円を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 奨学金の返還を対象とした他の補助を受ける場合は、対象期間中の奨学金の返還額から当

該補助の額を控除し、その残額について助成するものとする。

5 助成金の交付は、奨学金の返還を開始すべき月から10年間を限度とする。

奨学金返還等計画書

フリカナ 奨学生氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	自宅 ・ 携帯
奨学金名称	
奨学金貸与機関	五島市 ・ 県育英会 ・ 日本学生支援機構 ・その他（ ）
奨学金貸与期間	年 月分から 年 月分まで
奨学金貸与総額	円
返還期間	年 月から 年 月まで
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦
本年度奨学金返還額	年 月分 ～ 年 月分 円
助成金申請区分	初回 ・ （ ）回目
交付申請額	円
類似制度利用の有無	有 ・ 無
	※有の場合 ・長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト ・その他 ()

※添付書類

- ・ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類又は証明願（様式第2号）
- ・ 奨学金の返還金額を証するもの（領収書又は通帳の写し）
- ・ 住民票の写し
- ・ 以前に市内に在住していたことを証する書類（年間の奨学金の返還額が24万円を超えるUターン者に限る。）
- ・ 市税を滞納していないことを証する書類
- ・ 就労証明書（様式第2号）又は就労報告書（様式第3号）

様式第2号（第6条関係）

証 明 願

奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）の交付申請に使用するため、私の貴機関の奨学金の返還に関する下記事項について証明願います。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

奨学生番号 （ ）

学校名 （ ）

記

貸与総額 () 円		年 月 日現在	
返還期間 年 月 ～ 年 月まで			
割賦方法 月賦・半年賦・年賦	割賦金 円（初回 円）		
現在の残額 () 円	残回数 回		
返還残額期間 年 月 ～ 年 月まで			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（貸与機関）

住 所 _____

機関名 _____

代表者 _____ 印

※上記と同等の内容が記載されているものであれば本様式に代えることができる。

就 労 証 明 書

住 所	
氏 名	(生年月日) 年 月 日
職 種	
雇用形態 就労期間	正規雇用・非正規雇用 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

年 月 日

上記のとおり相違ないこと、及び五島市内での就労が人事異動、研修等による一時的なものでないことを証明します。

(事業所)

住 所 _____

事業所名 _____

代 表 _____ 印

電話番号 _____

担当者 ()

就 労 報 告 書

職 種	自営業 ・ 漁業 ・ 農業 ・ その他 ()
就労内容	【就労場所】※住所を記載し、店舗経営の場合は、店舗名を記載すること。 【就労期間】 年 月 日 ～ 年 月 日 【具体的な就労内容】
備 考	

上記のとおり相違ないことを報告いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

注)

※1 申告書の写し等就労の事実を確認できる書類を添付してください。

※2 この報告書については、事実確認のため調査を行う場合があります。

奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交
付決定通知書及び交付額確定通知書

住所
氏名

年 月 日付で申請のあった奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので、同規則第14条の規定により、併せて通知する。

年 月 日

五島市長



記

- 1 本助成金等の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付で申請のあった奨学金返還支援助成事業のとおりとする。
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

様式第 6 号（第 9 条関係）

奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）管理台帳

管理番号	氏 名	住 所	生 年 月 日	貸与機関
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第 7 号（第 9 条関係）

奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付台帳

管理番号	氏 名	住 所	生 年 月 日	貸与機関

※年齢は毎年 1 月 1 日現在

	交 付 状 況									
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額	交付決定額
前期	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
後期	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日	支払日
前期										
後期										